

協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示・回覧ください。



はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の対象となります。

ただし、すべての施術が健康保険の対象となるわけではありません。

※健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。



○はり・きゅう

健康保険の対象となる場合 ※下記の1、2の両方を満たす場合のみ対象

1. 対象となる傷病が限られています！

(神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症)

※神経痛やリウマチなどと同一の範疇とされる慢性的な疼痛についても、認められる場合があります。

2. 医師の同意が必要！

医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術を受けることを同意した場合に限ります。

※初回申請時には、医師の同意書の添付が必要です。

※継続して施術を受ける場合は、6ヵ月ごとに文書による同意が必要です。



○あん摩・マッサージ

健康保険の対象となる場合 医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

症状の改善を目的として、医師があん摩・マッサージの施術が必要と同意した場合に限ります。疲労回復や慰安目的などのマッサージは対象となりません。

※初回申請時には、医師の同意書の添付が必要です。

※継続して施術を受ける場合は、6ヵ月ごとに文書による同意が必要です。



すべての申請書は郵送で受付できます

各種申請書の提出は、すべて郵送で行うことができます。窓口は、混雑状況によってお待ちいただくことがありますので、新型コロナウイルス感染症予防のためにも、ぜひ郵送での申請をご利用ください。

※各種申請書及び記入例は協会けんぽホームページよりダウンロードできます。また、当ホームページの「届書・申請書作成支援サービス」により各種申請書を簡単に作成できます。ぜひご利用ください。

送付先 〒760-8564 協会けんぽ香川支部

郵便番号を記載いただければ住所の記載は省略できます

退職される方等から保険証の回収をお願いします



「退職される方」、「扶養から外れる方」へお伝えください。

○保険証を使用できるのは退職日まで!

月の途中で退職された場合でも、保険証を使用できるのは退職日までです。
退職の際、必ず事業所へ返却しましょう。

- ①退職するお勤め先へ保険証を返納
- ②保険証(扶養家族分も含む)を添付のうえ、年金機構へ資格喪失届を提出



○ご家族(被扶養者)が就職等で扶養から外れるときも返却!

被扶養者様が就職等で扶養から外れる場合(自身で健康保険に加入する場合等)も事業所へ返却しましょう。

- ①被保険者のお勤め先へ保険証を返納
- ②被扶養者の保険証を添付のうえ、年金機構へ被扶養者(異動)届を提出



使用できない保険証で、誤って医療機関等を受診された場合は、かかった医療費の協会けんぽ負担分(総医療費の7割～8割)を返還していただくことになります。

**例 医療費が1万円の場合
(3割負担の方)**

1万円-3千円(本人負担額)=7千円(返還額)



保険証の返却がない場合、被保険者の方に返却を求めるお知らせを送付しています。資格喪失届等を提出した後に回収した保険証は、協会けんぽへ返却をお願いします。

無資格受診を防ぐため、迅速・確実な保険証回収のご協力をお願いいたします。

令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けられた皆さまへ

令和2年7月4日～令和3年6月30日の診療について、被災者の皆さま方における医療機関窓口での一部負担金等の支払いの免除を行っているところですが、この取扱いを令和3年12月31日まで延長することといたしました。詳細につきましては、協会けんぽ香川支部へお問い合わせください。



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564
高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階 087-811-0570

香川支部
ホームページ



香川支部公式
YouTubeアカウント



健康保険委員
(香川)



メルマガ募集

